

令和4年度第12回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年3月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	16時06分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	欠席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	欠席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	欠席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	16番	作野 英明		18番	吉次 純一郎	
出席吏員	事務局長 藤原 幸 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 農地の復元状況の報告について (5) 令和4年度遊休農地調査結果について (6) 相続登記の申請の義務化について
その他	(1) 活動記録簿の提出について (2) 活動記録簿の様式変更及び提出方法について (3) 令和5年度第1回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)		
1. 開 会	局長	ただいまより、令和4年度第12回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員は、3番の糸田委員、4番の岩指委員、17番の遠藤委員の3名です。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。	
2. 挨拶	会長	= 省略 =	
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。	
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、16番 作野英明委員、18番 吉次純一郎委員、書記は田邊職員にお願いします。	
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。	
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。	
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² のうち m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円、全体で 円と聞いています。	
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。質疑に入ります。	
	亀尾委員	地目が田ですが、水稻を作られるのですか。	
	局長補佐	稲作をされます。	
	井上委員	m ² のうち m ² となっていますが、畔か何かで分かれていますか。	
	局長補佐	次の5条申請で説明しますが、この一筆を宅地部分と農地部分に分筆されて、農地部分について今回の3条申請で上がっています。	
	議長	5条申請で改めて説明します。他にございませんか。ご異議ございませんか。	
	一同	異議なし。	
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。	
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
		局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
		局長補佐	【 議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田

	<p>地籍： m²の内 m² 合計：田 1 筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 一般住宅 駐車場</p> <p>この申請地は 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10 a あたり 円、全体で 円と聞いています。</p>
議長	議案第 2 号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を田邊委員よりお願いします。
田邊委員	<p>本日、午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、庄倉委員、作野委員、私、藤原局長、潮局長補佐で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の 1 ページをご覧ください。場所は、 がある の集落から下がった所になります。2 ページの赤線で囲ってあるのは、先ほどの 3 条申請部分で、農地として作付けされます。へこんでいる部分が 5 条申請で家を建てられる部分です。5 ページに土地利用計画図が付いています。7 人ご家族で、子供さんお二人が現在の家に住まれて、他の 5 人のご家族が新しい家に住まれる計画です。6 ページの排水計画図をご覧ください。右側が道路で、こちらの方に流れる形でございます。田んぼが段になっておりまして、道路と田が約 1m80 cm くらいあります。そこをかさ上げしてフラットな状態にして家を建てられる計画です。8 ページの断面図に、かさ上げをした造成計画の平面図が載っています。概要は以上でございます。</p>
議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
秦野委員	10 ページを見ますと、申請地の周りは田ですが、ここは農振地域ではないですか。
局長補佐	申請地の周辺は全て農振から外れております。道を隔てて東側は農業振興地域が広がっております。
秦野委員	私的には、これだけ農地が集まっていると農振地域のように思います。ここは昔から農振外ですか、何故外れているのですか。
局長補佐	昔から外れています。
議長	写真を見ますと、不定形ないびつな形をした農地ばかりで構造改善されていないようです。補助金が入って構造改善された農地は、ほとんど農業振興地域に含まれます。農業振興地域だからこそ構造改善されます。質問を頂いた農地は、以前より農振から除外されている感じがします。
秦野委員	分かりました。
庄倉委員	私も本日の現地調査に行きました。 と の転用申請部分との間に細長く農地が残ります。ここを通過して後ろ側の農地に行くと言いましたが、幅が狭くて農耕車が通るのか疑問に思いましたし、通路になるのに農地として認めても良いのかお尋ねします。
議長	現地調査をされている田邊委員からお願いします。
田邊委員	私も、庄倉委員と同様にトラクターを入れるには狭いのではないかと思います。しかし、農地として買われたと言う事ですので、農地の進入路にあたります。後は取得された方が決められれば良いと私は思います。
局長補佐	補足をさせていただきます。本日の現地調査の後に さんに連絡を取り確認しました。少し狭いのでケタを削って広げて農地として使いたいとの事でした。

		た。西側には段がありますので、奥側の農地に行くにはここを進入路にするしかないので、耕作はするけれども、ここから入るようになってお聞きしております。
	庄倉委員	ケタを削って広げられると聞いて納得しました。しかし、ケタは上の水を止めるなどの役目があると私思っています。今回の申請地を、もう少し左側にするなどの考えは さんには無かったですか。
	局長補佐	左側も段が付いていて、これ以上行けません。この申請どおりされると言う事です。
	黒木委員	私は現地調査に行っておりませんので、狭いとか広いとか言われても分かりません。具体的に何メートルくらいか教えて下さい。
	議長	現地確認をされている田邊委員からお願いします。
	田邊委員	目測になりますが、入口付近が2mくらいで、その先に向かい少し広がって2m50 cmくらいになっていました。トラクターなどが入る農道として使用するには、少し拡張されないといけないかなと思いました。
	議長	私から補足をします。ここは、あまり良い形状の農地ではありません。皆さん進入路と言われますが、3条で取得されるという事は農地として利用しなければならないという事です。ですから、農地として利用される中で、ここから進入するしか無いという事ですので、農地であって進入路ではありません。
	市川職務代理	私も現地確認をしております。細長い所を全て進入路と思われては困ると言う事です。通常、道路から水田に入る場合は、1mから1m50 cmくらいの斜めの法面があつて、そこを下りて田んぼに入っていきます。全部が通路という解釈ではなく、入る所に段差があつて、2mくらいまでが進入部分と理解していただければと思います。
	庄倉委員	分かりました。
	亀尾委員	全体の面積が m^2 で、3条申請は m^2 で、5条申請が m^2 で、合計が合いませんが。
	局長補佐	m^2 の違いです。農地を登記する時は、0 コンマは全て削りますので、登記に合わせた表記をしています。
	亀尾委員	分かりました。
	井上委員	右側の少し残った所も水田として使われるのですか。
	議長	2 ページの転用部分以外は3条で取得されますので、農地として利用されません。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用 集積計画案 の決定について	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。事前に議案書をお配りしておりますので、事務局の読み上げは簡潔に行いたいと思います。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書7～13頁)】 整理番号 29番～55番 設定を受ける者： 17名 設定をする者 : 27名

	<p>設定をする土地： 58筆 計 90,031㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 503番～518番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 16名 設定をする土地： 26筆 計 44,413㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課より説明させていただきます。</p>
議長	議案第3号につきまして、質疑を受けます。
田邊委員	整理番号44番の借り手である さんと、機構関係の整理番号506番の貸し手である さんは同じ住所です。親子関係だと思いますが、自分の農地を他の方に貸せて、息子さんは他の方から借りられるのは何故ですか。普通なら親御さんの農地は息子さんが耕作されると思うのですが、何か事情があれば教えてください。
亀尾委員	更新案内をする際に色々ご事情を聞いております。 さんは息子さんで、途中から認定農業者になられて、別の場所で農地を借りて新しく集積されました。お父さんですが、ここの集落は さんの前の団体の機械耕作組合に農地を出し合っておられたそうです。その従来の経過から さんに貸しておられるそうです。この度の更新に当たり、 さんが耕作されないのか伺ったところ、 さんは返しても良いと言う事でしたが、 さんは、別の場所で20反ほど借りているので、今は、このままで良いと言う事でした。
議長	質問されたのは、親子間でありながら、何故、 さんは親の農地ではなく、他から借りなければならなかったのかと言う事です。自分の家の農地を耕作されるのが普通です。事務局で分かりますか。
局長補佐	さんは、ここ以外にも 周辺の農地を借りて集積をされています。機構の方は、 さんが一帯を集積されています。集積の関係で、このように棲み分けをされていると事務局では情報を得ています。
議長	お父さんの農地は約7反あります。これだけで集積したことになりますので回答にはなりません。私が聞いたところによりますと、白ネギは水に弱いそうです。 の方は暗渠排水してある所は良いが、普通の田は排水が悪くて水稻の作付けは出来るが、ネギの作付けには向かないそうです。 の方は黒ボクで条件が良いので、そちらを借りて耕作をされているそうです。
田邊委員	分かりました。
吉次委員	さん親子が、それぞれが農地を借りるように出ています。今、親の分を子へ譲られているはずですが、何故、今回このような申請が出ているのですか。
市川職務代理	今までは、お父さんが主となって農業をされていましたが、息子さんが新規就農されると言う事で親子間で譲り渡しをされました。しかし、作物により分けたいと言う事で、息子さんは水稻を中心にされて、親である さんは、水稻には向かない農地で野菜や大豆の作付けを、息子さんとは別にされるそうです。その為に分けて申請をされました。
吉次委員	分かりました。
議長	他にございませんか。議案第3号につきまして、ご異議ございませんか。
一同	異議なし。

	議長	意義なしと認め、議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決、承認されました。
議案第4号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて		(産業課 前田主幹入室)
	議長	議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
	局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。説明につきましては、産業課の前田主幹より致します。
	前田主幹	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書21～23頁）】
	議長	質疑を受けます。
	亀尾委員	21ページに（A. B. C）などの記載がありますが、どのような意味があるのですか。
	前田主幹	農地中間管理事業を行っている担い手育成機構さんに、農事組合法人さんなどは、その都度規約などを提出しなければならない規則がありますが、既に機構集積をされている場合などは、そういったものを省略することが出来る決まりがありまして、その場合にABCなどの記号を入れて提出するようになっています。
	亀尾委員	分かりました。
	議長	私から質問をさせていただきます。21ページの整理番号2番の 〇〇の賃借料が 〇〇円となっています。 〇〇さんの賃借料の基本は、2反以上は 〇〇円と言う高い金額で、それ以下の面積の場合は安い金額の設定になっていたと把握しています。 〇〇㎡で 〇〇円は高いと思います。米の価格が下がっているのに何故にこの金額になったのですか。
	前田主幹	今回は、 〇〇の1筆 〇〇㎡が上がっていますが、現況は、 〇〇と 〇〇の3筆をひとつの田として耕作されています。それぞれ所有者は違いますが、3筆合わせると 〇〇㎡になりますので、3筆をひとつの筆として賃借料を決めておられます。
	局長	補足をさせていただきます。今回申請の 〇〇と 〇〇は全く違う場所にあります。 〇〇の隣に 〇〇と 〇〇と言う地番が隣接してあります。この3筆を 〇〇さんがまとめて耕作をされています。この3筆を合わせると3反になります。所有者さんはそれぞれ違いますが3反窪の田として 〇〇円と言う賃借料の設定をされています。隣接している3筆の内、 〇〇の1筆が今回の申請に上がっていて、同じ金額で更新されると言う事です。
	議長	このような場合は、普通ならば隣接する他の2筆も合わせて申請をします。
	局長	借り受の時期がそれぞれ違って、今回は、この筆だけが更新となりました。
	前田主幹	他の2筆は契約期間が残っていますので、契約が切れるもののみを申請に上げています。
	吉次委員	今回の申請には上がっていない 〇〇と 〇〇も3反窪として賃借料は 〇〇円ですか。
	前田主幹	そうです。
市川職務代理	手続きの煩雑や、今回の更新手続きの分かりにくさを防ぐためにも、今後は、出来るのであれば、契約時期は違っても終期を揃えるなどの対応をお願いしたいと思います。	
吉次委員	整理番号6番の 〇〇さんですが、ご住所が 〇〇ですが、元々はこちらの方で、農家の方なのか、それとも新規就農者の方なのか教えて下さい。	
前田主幹	どちらのご出身かは確認していません。新規就農者の方ではありません。以	

		前からこの の農地を利用権設定で貸借されていましたが、農地中間管理機構へ切り替えられる為に今回の申請になっています。 の隣の店舗を買われて直売所として農産物の手売りもされています。
	市川職務代理	以前は にお住まいで、 の を下がった所のハウスで菊などの花の栽培をされて、アスパルやグリーン南部などに出しておられました。体調を崩されて一度断念されましたが、体調が良くなられて、数年前より で農業を再開されています。
	吉次委員	分かりました。
	議長	議案第4号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決、承認されました。
		(産業課 前田主幹退出)
		休憩 (14:50~15:00)
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』と『(2) 使用貸借の合意解約について』は、同じ解約ですので一括上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書24~25頁)】 1番と2番は利用権設定の整理番号35番に、3番は機構案件の整理番号518番に係るものです。 【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(26~27頁)】 1番は機構案件の整理番号516番に、2番は517番に、3番は512番に係るものです。
	議長	ご質問はございませんか。
	庄倉委員	24ページの1番と2番についてお聞きします。 さんが令和11年まで借りられるようになっていたのを解約されて、次に さんが耕作される理由、経緯が分かれば教えて下さい。
	局長補佐	利用権設定の整理番号35番と36番で上げていますが、この周辺一帯を さんが集積される為に解約されました。棲み分けが理由です。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 農地の復元状況の報告について	議長	『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』と『(4) 農地の復元状況の報告について』一括上程します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について朗読及び説明(議案書28頁)】 1-1番と1-2番の延長理由は、GPSの掘削工事を行われる為に2ヶ月間の協議が必要になったそうです。現地が危険で、人が入っての工事は危険であると言う事が分かり、無人で工事を行うことになった為だそうです。 2番の延長理由は、教育委員会の申し出でオオサンショウウオの調査が入ることになったそうです。 【『(4) 農地の復元状況の報告について』朗読及び説明(議案書29頁)】 午前中の現地調査で復元していることを確認していただきました。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)

(5) 令和4年度遊休農地調査結果について	議長	『(5) 令和4年度遊休農地調査結果について』提案者より報告をお願いします。
	局長補佐	<p>昨年の9月から10月にかけて、各地区で遊休農地パトロールをしていただいた最終結果でございます。</p> <p>(令和4年度遊休農地調査結果報告(全体)、地区別資料を基に説明)</p> <p>緑判定、赤判定共に昨年度より増加傾向にあります。非農地は、特別委員会で登記を変更した数字です。</p>
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。(質問、意見等なし。)
(6) 相続登記の申請の義務化について	議長	『(6) 相続登記の申請の義務化について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	<p>別添資料の1番をご覧ください。先月の総会でも簡単に説明させていただきましたが、農業会議より詳しい資料が届きましたので改めて説明させていただきます。“農業者の皆様へ”と書いてありますが、これは農業者に限らず、相続、登記しなければならない土地、宅地、雑種地など全てが対象になります。</p> <p>(資料1番を基に説明)</p>
	議長	このことについてお聞きになりたいことはございませんか。
	亀尾委員	広報などに載せていただけませんか。
	局長	どのような対応をするか確認できておりません。農地だけの事ではありませんので、内部で対応を確認した上で、このようなご意見があることを伝えさせていただきたいと思っております。
	市川職務代理	この資料は農業者の方へと書いてありますので、農業者の方から質問があれば、公にこの内容をお伝えしても良いと言う事ですか。
	局長補佐	はい。
	庄倉委員	相続人がいない場合はどうなりますか。誰かに耕作して欲しい農地がありますが、相続人がおられない為に手続きが出来ません。
	局長補佐	<p>国庫帰属制度というものがあります。来月出すようにしていますが、相続人の全員が相続放棄されていて相続人がいないことを調べさせてもらって、その結果、農業委員会で議案に上げますが、この方はお亡くなりになっていますが、所有者がおられたら申し出てもらうように2ヶ月間の告示をします。申し出が無かったら中間管理機構に預けて、次は機構より担い手に耕作してもらうようにお願いできる法律があります。法律に則って職権でできる制度がございます。</p>
	庄倉委員	の物件ですか。
	局長補佐	<p>そうです。手続きとしては、中間管理機構に出した場合は県に通知されます。県が農業会議に意見聴取されて、機構が担い手に貸します。ただし、担い手から耕作しても良いと言う内諾を貰っておかなければいけない大前提があるので、前もって担い手を探しておかなければいけません。</p>
	庄倉委員	中間管理機構が借りて担い手さんに貸すと言う事ですが、そもそも誰の土地になるわけですか。
	局長補佐	所有者がいないと言う事が前提での制度です。一定の期間が過ぎれば国庫の物になるそうです。
	秦野委員	“正当な理由”とありますが、どのような場合ですか。
局長補佐	<p>国が示しています。相続人が極めて多くて、登記簿謄本などの必要な書類の収集に多くの時間が必要な場合であるとか、遺産相続が争われていて裁判などで時間がかかっている場合、相続人が重病で事情がある場合などです。ケースバイケースだそうですので、法務局に相談していただけたらと思います。</p>	
議長	大事なことです。分からないことは、事務局、法務局などにご相談下さい。	
(1) 活動記	議長	『(1) 活動記録簿の提出について』と『(2) 活動記録簿の様式変更及び提出

録簿の提出 について (2)活動記 録簿の様式 変更及び提 出方法につ いて	局長補佐	<p>方法について』提案者より説明をお願いします。</p> <p>去年の4月1日から今年の3月31日までの1年間の活動日数に応じて、3割分は月割りで、7割分は日割でということで御了解いただきました。その計算をする為に3月分の活動報告を4月3日までに事務局まで提出をお願いします。</p> <p>来月からは利用集積と配分計画が統合されて促進計画というものが出てきます。議案が出た場合に、その案件に係わられた情報や、知っておられる情報などを、意見を添えて報告いただきますと、引き続き活動記録の対象になります。</p> <p>(資料2を基に説明)</p> <p>皆様より問い合わせのありました新しい活動記録のデータですが、USBは安全上問題がありますので南部町のホームページよりダウンロード出来るようにしています。</p>
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。(質問、意見なし。)
令和5年度第1 回農業委員会 総会の日程に ついて	議長	令和5年度第1回南部町農業委員会総会は、令和5年4月11日(火)に開催します。
8. 閉 会	議長	これにて令和4年度第12回南部町農業委員会総会を閉会致します。